

☆ 2024 年の親族法改正：子の養育に関するルールの見直し（2026 年 4 月 1 日施行）

父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、**子の養育に関する父母の責務**を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関するルールの見直しが行われた。

1	親の責務に関するルールの明確化	重要度 B
---	------------------------	--------------

【改正のポイント】

父母は親権の有無にかかわらず、子との関係において特別な法的地位にあるため、双方が適切な形で子の養育に関わりその責任を果たすことが重要である。

そこで、婚姻関係の有無にかかわらず**父母が子に対して負う責務**（子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力すること等）を明確化した（817 条の 12）。

父母は、**子の心身の健全な発達**を図るため、その**子の人格を尊重**するとともに、その子の年齢および発達に程度に配慮してその子を養育しなければならない、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない（817 条の 12 第 1 項）。

父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使または義務の履行に関し、その子の利益のため、**互いに人格を尊重**し協力しなければならない（817 条の 12 第 2 項）。

- ・「父母」は、親権者、監護者、実父母、養父母を全て含む。
- ・「子の人格尊重」には、子の意見・意向を適切な形で尊重することが含まれる。

親権は「権利」にとどまらず「義務」でもあると解されている。また、改正前は「服する」とされていた表現を、子に対する支配権であるという誤解が生じる懸念があった。

そこで、親権が**子の利益**のために行使されなければならないものであることを明確化した（818 条 1 項）。